

第2号議案

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和6（2024）年10月25日

栃木県都市計画審議会会長 大 森 宣 暁

建第 242 号

令和 6（2024）年 10 月 18 日

栃木県都市計画審議会

会長 大 森 宣 暁 様

栃木県知事 福 田 富 一

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷 地 面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	下野市上古山字柴田 1371-1 1252-1 の各一部 1251-1 -2	5,684.08 m ²	

位置図

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

